議案第37号

三宅町との定住自立圏形成協定の締結について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に基づき、三宅町との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結することについて、 天理市議会の議決すべき事件に関する条例(平成26年12月天理市条例第28号) の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

定住自立圏の形成に関する協定書

天理市(以下「甲」という。)と三宅町(以下「乙」という。)は、定住自立圏 の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)第4に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、地域の特性を活かした魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する取組及び役割分担)

- 第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に おける取組の内容並びに甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3 までに定めるとおりとする。
 - (1) 生活機能の強化に関する政策分野(別表第1)
 - (2) 結びつきやネットワークの強化に関する政策分野(別表第2)
 - (3) 圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野(別表第3)

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。
- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じると きは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前項 に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定める ものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、それぞれあらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の 議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。
- 2 前項の通告は、議会の議決を経たことを証する書類を添えて書面により行うものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過 した日にその効力を失う。

(協議)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

- 甲 天理市川原城町605番地 天理市 天理市長 並 河 健
- 乙 磯城郡三宅町大字伴堂689番地 三宅町 三宅町長 志野 孝光

別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に関する政策分野

1 教育

(1) 公共施設の相互利用や広域的活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の文化活動や	甲は、乙と連携して、	乙は、甲と連携して、
スポーツ活動等の場の拡	公共施設の相互利用を促	公共施設の相互利用を促
充を図るため、圏域内の	進するとともに、甲の住	進するとともに、乙の住
文化・体育施設等の相互	民への周知を図る。	民への周知を図る。
利用を促進し、利便性の		
向上を図る。		

(2) 生涯学習やスポーツ活動の振興

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における生涯学習	甲は、乙と連携して、	乙は、甲と連携して、
やスポーツ活動の振興を	生涯学習やスポーツ活動	生涯学習やスポーツ活動
図るため、各種学習機会	の機会に関する情報を相	の機会に関する情報を相
に関する情報の提供やス	互に提供し、甲の住民へ	互に提供し、乙の住民へ
ポーツ活動の充実、発展	の周知を図る。	の周知を図る。
に取り組む。		

2 産業振興

(1) 企業立地の推進及び支援

(1) = 10.00	o	
取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の雇用機会の確保	甲は、企業誘致や既存	乙は、企業誘致や既存
や産業の活性化を図るた	企業の定着化を図るため	企業の定着化を図るため
め、圏域の持つ魅力や強	の支援を充実するととも	の支援を充実するととも
みなど優位性を最大限に	に、乙と連携して、企業	に、甲と連携して、企業
活用し、圏域一体となっ	誘致のための効果的な情	誘致のための効果的な情
た企業誘致活動に取り組	報発信や企業立地に対す	報発信や企業立地に対す
む。	る支援措置の積極的なP	る支援措置の積極的なP
	Rを行う。	Rを行う。

(2) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内に存在する観光	甲は、乙と連携して、	乙は、甲と連携して、
資源の魅力を活かした広	圏域内に存在する様々な	圏域内に存在する様々な
域的な観光ルートの検討	観光資源を活かした広域	観光資源を活かした広域

を行うととも	に、	観光情
報を共有し、	圏垣	成の魅力
を圏域内外に	発信	する。

観光ルートの検討を行う 観光ルートの検討を行う とともに、主要拠点等に おいて観光情報の発信や PR活動等を行う。

とともに、主要拠点等に おいて観光情報の発信や PR活動等を行う。

3 環境

(1) 一般廃棄物の効率的な広域処理の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における一般廃棄	甲は、所有する一般廃	乙は、甲の所有する一
物の効率的な処理体制を	棄物処理施設の安定的な	般廃棄物処理施設の安定
確保するとともに、より	処理体制の維持・確保に	的な処理体制を維持・確
一層のごみの減量やリサ	努めるとともに、乙と連	保するため、必要な協力
イクルの推進等に取り組	携して、ごみの減量やリ	を行うとともに、甲と連
む。	サイクルの推進等に取り	携して、ごみの減量やリ
	組む。	サイクルの推進等に取り
		組む。

4 防災

(1) 地域防災力の充実・強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における防災力の	甲は、甲の地域におけ	乙は、乙の地域におけ
向上を図るため、災害時	る防災体制の充実に努め	る防災体制の充実に努め
における奈良県市町村相	るとともに、乙と連携し	るとともに、甲と連携し
互応援に関する協定に基	て、災害発生時に備えた	て、災害発生時に備えた
づき、圏域内の相互応援	相互応援体制の確立を図	相互応援体制の確立を図
体制を強化する。	る。	る。

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に関する政策分野

1 道路等の交通インフラの整備

(1) 交通結節点機能等の整備

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の鉄道主要駅の	甲は、鉄道主要駅の駅	乙は、圏域内における
結節点機能を向上させる	前広場、駐車場等を整備	副次拠点して、乙の行政
ことにより、広域的な動	することにより、公共交	区域内の鉄道主要駅を整
きを支える鉄道機能を充	通の結節点となる鉄道駅	備することにより、甲の
実、強化するとともに、	周辺機能の充実を図ると	中心市街地への移動を円
新たなにぎわいを創出し、	ともに、中心市街地を活	滑にするとともに、利便
圏域住民の利便性の向上	性化し、圏域住民の利便	性、回遊性を高める交通
及び圏域の均衡ある発展	性の向上や来街者の回遊	環境の充実を図る。
に取り組む。	促進を図る。	

2 地產地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等につ	甲は、圏域内の特産品	乙は、圏域内の特産品
いて、関係団体等と連携	等の情報を共有し、乙と	等の情報を共有し、甲と
し、情報共有を行い、販	ともに広くPRを行うと	ともに広くPRを行うと
売戦略を展開するととも	ともに、圏域内外で開催	ともに、圏域内外で開催
に、地域ブランド化の推	されるイベント、物産展	されるイベント、物産展
進を図る。	等に出展するなど、販路	等に出展するなど、販路
	拡大に取り組む。	拡大に取り組む。

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野

1 人材育成・交流

(1) 人材育成等の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内職員等の資質の	甲は、甲が実施する職	乙は、乙が実施する職
向上と職員間のネットワ	員研修等に、圏域内職員	員研修等に、圏域内職員
ークを強化するため、合	等の参加の機会を提供す	等の参加の機会を提供す
同職員研修等を行う。	るとともに、乙と連携し	るとともに、甲と連携し
	て、合同職員研修等を実	て、合同職員研修等を実
	施する。また、必要に応	施する。また、必要に応
	じて圏域内で職員交流等	じて圏域内で職員交流等
	を行う。	を行う。

2 外部からの人材確保

(1) 専門的知識を有する外部人材の招へい

取組内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化に関す	甲は、乙と連携して、	乙は、甲と連携して、
る政策分野及び結びつき	各政策分野の取組に必要	各政策分野の取組に必要
やネットワークの強化に	な豊富な知識・経験を有	な豊富な知識・経験を有
関する政策分野の取組に	する専門家等を外部から	する専門家等を外部から
必要な圏域マネジメント	招へいする。	招へいする。
能力を強化するため、専		
門的知識等を有する人材		
の確保に取り組む。		